

令和元年9月5日

保護者 各位

糸満市立糸満中学校  
校長 與那覇 正樹  
(公印省略)

暴風警報（特別警報を含む）発令及び解除時における  
学校の臨時休校並びに生徒の安全確保について（依頼）

台風接近時の暴風警報（特別警報を含む）発令・解除時の登下校について、糸満市教育委員会の方針に基づき下記のとおり実施いたしますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

## 1 暴風警報（本島南部地域に）が発令された場合の登下校について

(1) 臨時休校となります。

① 暴風警報発令の情報がテレビやラジオで、放送があります。

② 各家庭での学習となります。登校させないようにお願いします。

(2) 学校の日課途中で暴風警報が発令された場合は、その時点で臨時休校の措置となります。下校の迎えなど安全確保へのご協力をお願いします。

## 2 暴風警報（本島南部地域の）が解除された場合の登校について

(1) 午前6時までに解除の場合 ⇒ ① 普通どおり登校  
② 給食があります

※但し暴風警報解除後も登校時に暴風雨が続いており、危険と判断した場合は風雨が弱まるのを待って登校するなど安全確保に努めるようお願い致します。尚、遅刻等については配慮しますので安全面を最優先に行動をお願い致します。

(2) 午前6時以降の解除 ⇒ ① 引き続き休校  
② 各家庭で学習してください

(3) 糸満市教育委員会より

警報が解除されても強風が続いている場合は、生徒の安全確保の観点から危険であると糸満市教育委員会が判断した場合は、市内すべての小中学校を休校とすることもあります。また、通常の登校時間を遅らせて登校させることもあります。さらには、各学校の校区の地理や地形等により当該学校の休校を判断することもあります。(糸満市教育委員会や糸満中学校のホームページ、メール等で連絡を行います。)